

○児童手当法（昭和46年法律第73号）（一部抜粋）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第六項各号又は第七項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該児童手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第二十二条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を徴収する場合又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

問 10-6 例えば、児童の父が単身赴任しており、児童は同居している母の住所地の市区町村の保育所に通っている場合、児童手当を支給する市区町村と保育料を徴収する市区町村が異なることとなりますが、このような場合においても児童手当から保育料を徴収することはできますか。

(答)

- 児童手当を支給する市区町村と保育料を徴収する市区町村が異なる場合には、法第 21 条第 1 項に規定されている申出による保育料の徴収及び法第 22 条に規定されている保育料の特別徴収を行うことはできません。

問 10-7 A 市に住む保護者が B 市の保育園を利用している場合において、当該保護者が保育料を滞納した場合、B 市は A 市が当該保護者に対して支給する児童手当から当該保護者の同意なく保育料を徴収することができますか。

(答)

- 保育料を保護者の同意なく児童手当から徴収（特別徴収）できる自治体は、B 市（施設所在地市町村）ではなく A 市（児童手当を支給している自治体＝住民票があり居住している市町村）となります。

公立保育所については、未納の保育料のうち、児童福祉法第 56 条第 8 項の規定に基づいて代行徴収する分について、A 市は特別徴収を行うことができます。（B 市の保育園の設置者は、A 市に対して、代行徴収を行うことを請求できます。）

私立保育所については、納期限前の保育料のみが児童手当による特別徴収の対象となっています。未納分の保育料については、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項により、A 市が強制徴収を行うことができます。

- なお、特別徴収を実施する否かは、児童手当の支給を行う市町村の判断になります。

問 10-8 法第 22 条に基づき、令和 5 年 3 月分の保育料の特別徴収を行うとき、市町村の歳入となるのは令和 4 年度の出納整理期間を過ぎた平成 25 年 6 月になりますが、会計上の問題は生じないのでしょうか。

(答)

- 法第 22 条に基づく特別徴収を行う場合は保育料の徴収期日が児童手当の支払日となります。令和 5 年 2 月分及び 3 月分の児童手当については、令和 5 年 6 月に支払いが行われ、また、当該特別徴収に係る保育料については、地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 1 号に規定する「納期の一定している収入」に該当し、「その納期の末日の属する年度」の歳入に計上されることとなっていることから、当該特別徴収の方法により徴収した保育料は令和 5 年度の歳入に区分されることとなります。